

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和5年8月16日

住 所 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号霞が関東急ビル
名 称 東京製鐵株式会社
代表取締役 奈良 暢明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日	平成28年5月9日	許可番号	第100005号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	ごみ処理施設（焼却施設） 廃乾電池（水銀を含有する乾電池を除く）		
設置場所	岡山県倉敷市南畝四丁目166番14、181番		
処理能力	電気炉 120 t／日（24時間）（120 t／日×1基） 選別機 135 t／日（24時間）		
許可の条件	なし		
規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

許可の更新又は変更の状況

平成28年5月9日	新規許可	東京製鐵株式会社	電気炉	120 t／日×2基	
			選別機	135 t／日×1基	
平成30年3月7日	処理能力変更			120 t／日×2基	→ 120 t／日×1基